

活 動



全国町村会

「町村からの提言」を刊行

～市町村合併と
分権改革・三位一体について～

全国町村会は、平成13年7月に「私たちは提言します。21世紀の日本にとって、農山村が、なぜ大切なのか。揺るぎない国民的合意に向けて」と題する冊子を作成し、将来の日本における農山漁村の大切さを広く国民各界各層に訴えました。これは日本再生のために、都市と農山村の共存がいかに重要であるかについての国民的合意を創り出すことが私たちに課せられた使命であるとの信念に基づくものです。

そして昨年、市町村合併が強制的に進められるような色彩が強まり、地方交付税の大幅削減が取りざたされる中、私たちは「町村の新しい自治制度に関する研究会」を発足させ、町村における自治制度のあり方を模索してきましたが、その調査・研究の中間報告として14年11月に「いま町村は訴える」と題する提言書とりまとめ、市町村合併の進め方と合併後の基礎自治体(小規模自治体)の扱いなどについて主張しました。

しかしながら、合併特例法の期限が切れる平成17年4月以降の「小規模町村」の取り扱いについては、事務権限を縮小したり、強制的に周辺自治体に編入させるといった案が表面化するなど、事態は町村の存立基盤を揺るがすほどの憂慮すべき状況に立ち入りました。このような状況を何とか打開するべく、本年2月に全国の町村長と町村議会議長が一堂に会し、一致団結して存亡を賭けた運動を展開する契機として、「町村自治確立総決起大会」を開催しました。

この大会には、前述の「町村の新しい自治制度に関する研究会」の報告書としてとりまとめた「町村の訴え」(町村自治の確立と地域創造力の発揮)と題する提言書を参加者全員に配付するとともに、広く国民の各界各層にお送りしたところです。

今後の基礎自治体のあり方、現行の合併特例法失効後の市町村合併等について検討してきた第27次地方制度調査会は、去る11月13日に「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」をとりまとめ、小泉内閣総理大臣に提出しました。国は今回の答申を受け、次期通常国会への新法案の提出を目指し、法案作成作業にはいることとされています。

この答申は私たちの主張がある程度反映されたものにはなっていますが、新しい合併特例法のあり方に関しては、「都道府県が策定する合併構想の対象となる小規模自治体の目安を人口1万人未満とする」と人口が明示されたことや、「知事が合併協議会の設置を勧告したときは、市町村長は議会に付議するか、住民投票を行う制度の導入を検討する」など都道府県の関与が必要以上に強化されたことなど、地域が自ら望んで希望に満たした合併を検討する方向に逆行するような、依然として容認できない内容も含まれているのです。

この答申に対する全国町村会の主張と町村自治に関する行方についての見解をとりまとめ、さらには三位一体改革が町村にもたらすものについて言及した提言書がこの度の「町

村からの提言」市町村合併と分権改革・三位一体改革について」です。

今回の提言書は、国土の約7割を占める農山漁村が、水資源の涵養や食糧供給など国民生活を支える重要な役割を果たしてきたことを改めて訴え、地域に希望と喜びをもたらすような合併を阻害する要因、今後の市町村合併に関する要請、そして本来の分権改革を実現するためには何が重要なのか、課税客体の乏しい町村が自立的に行財政運営を進められるような三位一体改革にはどのような視点で取り組むべきかといった内容を盛り込んでいます。

この「町村からの提言」は、先に開催した全国町村長大会で配付し、政府・国会、研究者、報道機関、都道府県、市町村に送付いたしました。また内容の全文は、全国町村会からのホームページでもご覧いただけますが、ご希望の向きには本会広報部までご連絡いただければお送りいたします。私たちの思いご理解して頂くためにも、是非一読下さることをお願いいたします。

【連絡先】

全国町村会広報部

電話 03 3581 0486

FAX 03 3580 5955

メールアドレス

kohou@zck.or.jp

ホームページ

http://www.zck.or.jp

●自民党総務部会・地方行政調査会合同会議

三位一体改革で山本会長が意見

自民党の総務部会・地方行政調査会合同会議が12月2日党本部で開かれ、全国町村会をはじめ全国知事会、全国市長会の各代表者から、三位一体改革についてヒアリングを行った。本会からは山本文男会長（福岡県添田町長）が出席し、町村の立場から意見を述べた。山本会長の発言要旨は次のとおり。

山本会長発言要旨

先生方には平素から町村の運営について格別なご支援をいただいておりますことをお礼申し上げます。まず最初に三位一体の財政構造改革については、私ども町村が自



意見を述べる山本全国町村会会長

主自立できるような改革にして頂きたいと思えます。

また、あれほど地方分権といっているいるなことが議論されてきましたが、最近あまり言われなくなってきました。私はこの地方分権を本当にやるならば財政問題と表裏一体のもでなければならぬと思えます。

財政問題だけが先に走り分権が後からついてくるというものではないと思えます。分権型の社会を作っていくならば、どういった財政のあり方が必要なのかということを考えなければなりません。

補助金の削減について、介護保険事務費の削減というものがありスタートしたばかりです。制度が始まった矢先にその事務費の補助

金を削減するとなると大きな打撃を与えることとなります。

国の非常に悪いところは、こういう補助金を削減するときに、なぜ地方と協議しないのかということとです。「このようにしようと思いがいかか」と意見を聴いても決してマイナスにはならないと思えます。ですから地方ともっと協議するようお願いしておきます。これは先生方に申し上げるしかございません。

今回各省が削減するとしている補助金の中には極めて大事なものもあります。例えば農水省の農林業に関する直接支払制度というのがありますが、これは制度ができて2回くらいしかやっておりません。地方がいやだと言うものをやらせておいて、すぐにやめるといふことでは、地方は不安になります。いったい何を目標にやればよいのかということになります。こういった点につきましては、是非ともご配慮をお願いいたします。

次は地方交付税でございます。地方交付税の町村部分はだんだん削減されてきました。

平成8年度は28・1%でしたが、平成13年度は24・1%と4%削減されました。減った分はどこへ行っただかという都道府県へ行きました。小さいところには目が行かず大きな所にはかり目が行ってような気がいたします。

町村はいま一生懸命に頑張っており、目の前にある合併問題で苦労しています。私がお願したいのは補助金を削減して税源移譲をやると言われても、それをストレートに実施すると課税客体の少ない町村の財政はますます逼迫し、移譲効果はないと思えます。ですから第2交付税のようなものを作るべきではないかと思えます。今の交付税制度だけではだんだん削減され、町村はやっていけなくなります。税源移譲で町村に回らない部分については、第2の交付税をつくっていただけないかということとです。

交付税は町村にとって極めて大事なものであり、交付税によって町村の運営が支障を来さないようにすることが大事です。

また、合併を進めていくと小さな市がたかさんでいることをお忘れのないようお願いいたします。いろいろ申し上げましたが私ども町村の切実な訴えをご斟酌頂きますようお願い申し上げます。